

IFRSをめぐる動向 第22回 金融資産に対する減損会計に関する議論の方向

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) の月次会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、IASBにおける金融資産への減損会計の適用に関する直近の検討状況について解説します。なお、以下の解説はIFRS第9号で償却原価区分に分類される金融資産全体に関連しますが、貸出金を前提に解説を進めていきます。また、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. 議論の発端

(1) 金融危機が明らかにした現行会計基準の問題点

現行の国際財務報告基準 (IFRS) では、信用減損の認識に「客観的な証拠」を要件とするこのモデルを「客観的な損失」が損失の発生を意味するということで「発生損失モデル (incurred loss model)」と呼称しています。発生損失モデルは損失の発生の認識が明確な証拠に基づくため、検証可能性に富むという長所があります。しかし、2007年から始まった世界金融危機の中で、発生損失モデルに対しては特に銀行監督当局を中心とした関係者から大きな批判が寄せられました。こうした批判は概ね以下のとおりまとめられます。

① 発生損失モデルは実際には損失が発生しているにもかかわらず、客観的な証拠が存在するまでは引当又は減損が認識できないので、損失の認識があるべきタイミングよりも遅れる。そのため、金融機関は早期の損失処理を行うことが出来なかった。逆に客観的な証拠が見出された場合は損失が一時に計上される。そのため、企業業績はあたかも崖から落ちるような影響 (cliff effect) を受けてしまう。

② 一般に企業は、投融資を行う時点で目標リターンに将来予想される損失を織り込んだ実効利回りを予想し、それに基づいて意思決定を行っている。しかし発生損失モデルではそのようなリスク管理活動を会計上で反映することが出来ない。また、結果として当初に予想した損失が実際に発生するまでにリスクプレミアムを含んだ過大な利息収入が認識され、一部が正当性のない配当や報酬として社外に流出してしまう。

このような批判は、G20 ロンドン・サミットにおける金融システムの強化に関する宣言や金融危機が明らかにした会計上の問題点についてIASBと米国財務会計基準審議会 (FASB) が設定した金融危機アドバイザリーグループ (Financial Crisis Advisory Group^①) でも共有されました。同グループが作成した報告書の中の勧告事項として「将来の見込情報をより多く利用する、発生損失モデルの代わりになる手法を探ること。但し、財務報告の透明性を損なうような損益調整を助長すること避けるよう配慮すること。」が挙げられています。

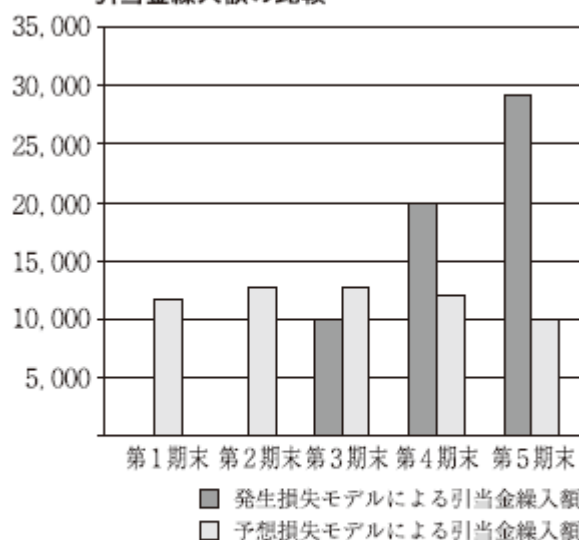
3. IASB が公表した公開草案「金融商品：償却原価及び減損」

IASB は上記のような批判に応えて 2009 年 11 月に公開草案「金融商品：償却原価及び減損」を公表するとともに、公開草案での提案を適用する上での運用上の側面について IASB に助言を与え、IASB が実施するフィールドテストに資するよう専門家諮問パネル (expert advisory panel) を立ち上げることを決定しました。IASB はこの公開草案の中で「予想損失モデル (expected loss model)」に基づく減損・引当モデルを提案しています。

予想損失モデルとは、資産グループの信用の質の悪化が現在識別されていなくても、減損損失の算定において将来の予想損失を考慮する考え方です。IASB は予想損失モデルの具体化として、企業が貸出実行時に実効金利を算定するにあたり金融資産の満期までの予想損失の当初見積りを含め、企業が認識する毎期の利息収入は予想損失を織り込んだ実効金利により計上していく予想損失アプローチを提案しました。これにより利息収入は実効金利に予想損失が織り込まれている分、約定金利に基づいた利息認識額より少なく計上され、差額が実質的な貸倒引当金繰入額となります (図 1、図 2 参照)。

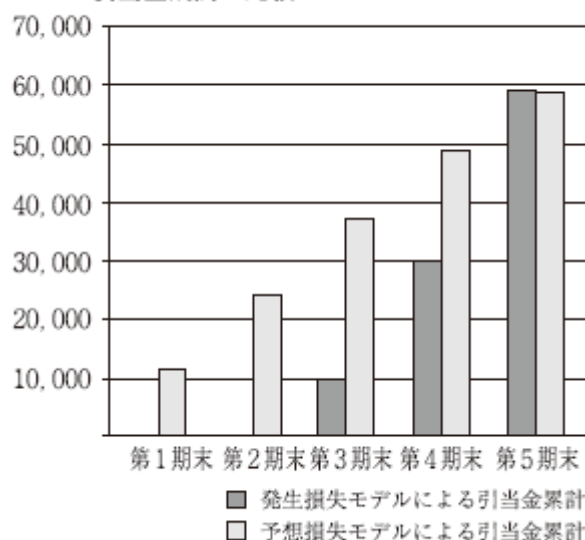
図 1、2 のように、予想損失モデルによった場合には引当金繰入額が発生損失モデルによった場合よりも平均的に計上されますが、最終的な貸倒引当金の残高は同一となります。

図 1 発生損失モデルと予想損失モデルの引当金繰入額の比較



(出典：2009年5月IASB理事会資料5A例1：予想損失率が1年目及び2年目：0%，3年目1%，4年目2%，5年目3%で、損失の実現が第5期末とした場合のケースから筆者作成)

図2 発生損失モデルと予想損失モデルの引当金残高の比較

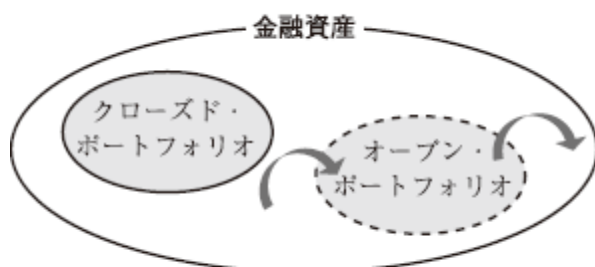


(出典：図1と同じ。)

しかし、関係者から行われた公開草案に対するコメントは、多くが予想損失アプローチを採用するという方向には賛同するものの、提案された方法に対する実行可能性及び損益操作の可能性に批判あるいは懸念が示されたものでした。実行可能性に対する批判では、特に実効金利に金融資産の満期までにわたる予想損失を織り込むこと、予想損失を確率加重平均された将来予測に基づき見積もること、提案された方法が金融機関で一般的な常にポートフォリオ内で債権の入れ替えが発生するオープン・ポートフォリオを前提とした債権管理に対する適用することなどへの困難さが指摘されました。

こうした指摘を踏まえ、IASBは専門家諮問パネルが行った議論の結果や外部関係者とのアウトリーチ活動等から得られた意見も参考にしながら、特にオープン・ポートフォリオへ適用可能なモデルの再検討を行いました。その結果として、IASBは関係者のコメントを求めるために公開草案への補足文書(Supplement to ED)「金融商品：減損(Financial Instruments: Impairment)」を、2011年1月31日に公表しました。

図3 オープン・ポートフォリオと
クローズド・ポートフォリオ



オープン・ポートフォリオでは、常にポートフォリオ内で金融資産の入れ替えが発生している。

4. 公開草案からの大きな変更点

- (1) 実効金利の算定に予想損失を織り込むという公開草案で提案されていた方法は修正され、予想損失の配分は利息認識とは別に行われることが提案されています。IASBは、これをデカップリング (decoupling) と呼んでいます。
- (2) 金融資産を信用状況に応じて、予想信用損失をポートフォリオの経過年数に応じて認識 (期間比例アプローチ <time-proportionate approach>) していく「グッド・ブック (good book)」と予想信用損失の全額を減損引当金 (impairment allowance) で認識する「バッド・ブック (bad book)」に分けることを提案しています。

5. 補足文書の概要

- (1) 予想損失の配分を行うために、企業は各期末の「グッド・ブック」内に存在する金融資産に対して、ポートフォリオの加重平均存続期間の全体 (A) 及び当期末までの加重平均経過期間 (B) を見積もります。
- (2) ポートフォリオ内の資産の残存期間にわたる予想損失 (C) を過去、現在及び将来の事象や傾向を含む全ての利用可能な情報を使用して見積もり、当期末までに配分されるべき計数 (D) を算出します。すなわち、 $(D) = (C) \times (B) / (A)$ となり、前期末に配分された残高との差額が貸倒引当金繰入額となります。但しIASBは、このように算出された期間に比例した予想信用損失 (Time-proportional expected credit losses) の額である当期末貸倒引当金残高 (D) は予測可能な将来の期間内に発生すると予想される信用損失の額 (Credit losses expected to occur within the foreseeable future period) を下回ることはできないとし、その予測期間は向こう12カ月を下回ることはできないとしています。
- (3) 予想信用損失の配分の方法は、割引前又は割引後の見積もり額に基づいた直線法あるいは年金法のいずれの方法も認められます。また、割引又は年金額の算定に使用する割引率はリスク・フリー・レートとIAS第39号に従った実効金利の間で企業が合理的と判断した利率を使用することとしています。

(4)「グッド・ブック」から「バッド・ブック」への資産の移行について、IASB は具体的な基準を示すことをせず、企業が設定したリスク・マネジメントの規準によることを求めています。但し、もし金融資産あるいは金融資産のグループの回収可能性が不確実になったため、企業のそれらの資産に関する信用リスク管理の目的が変更された場合には、「バッド・ブック」への移行が必要とされます。また、資産が「グッド・ブック」から「バッド・ブック」に移行される場合は当該資産について移行時まで引き当てられていた貸倒引当金も同時に移行されます。

(5)「バッド・ブック」に移行された資産については、残存期間に渡る予想損失の全額を一時に認識しなければなりません。

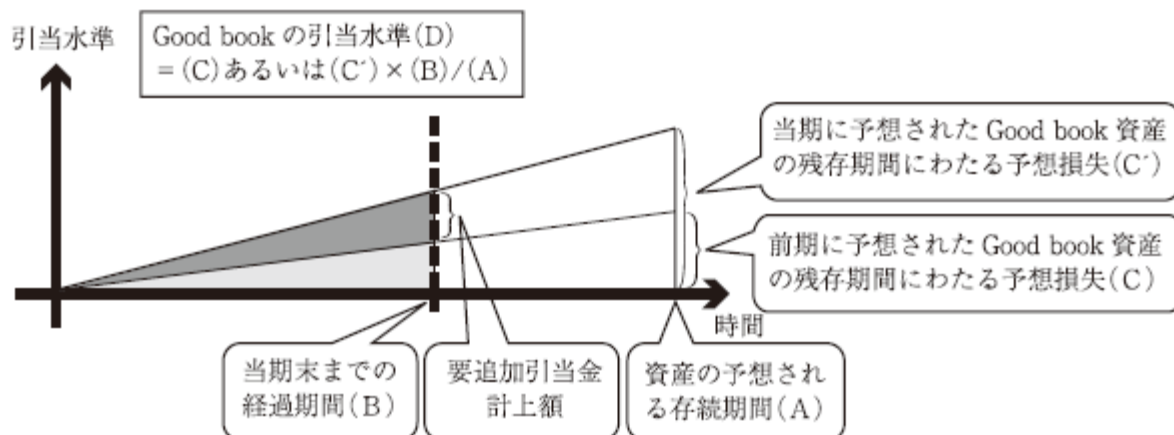
(6)包括利益計算書上、実効金利による利息収益とは別に減損損失及びその戻し入れを表示することが求められます。当初の公開草案では、当初予想信用損失の当期配分額は利息収入に含んで表示することとされていましたが、今回の追加文書ではそのような規定はありません。

(7)償却原価で測定される金融資産に関し、企業は信用損失を会計処理するために引当金勘定を用いなければならないとともに、現行IFRSに比べて求められる開示が大幅に拡充され、例えば以下の開示が求められています。

- ① 会計期間内の「グッド・ブック」及び「バッド・ブック」それぞれの引当金額の変動額に関する照合表。
- ② 予測可能期間内に発生すると予想される信用損失が、期間比例アプローチに従って算定された予想信用損失の額を超える場合は、その差額。
- ③ 「バッド・ブック」に分類された金融資産の額面額の照合表。
- ④ 当期及び過去4年の会計期間について、表形式により期間比例アプローチに従って引当金が算定されている金融資産に関する額面額、予想信用損失及び減損引当金の額など。
- ⑤ 減損引当金を決定するために求められる見積もり額及び見積もり額の変動を説明する情報。
- ⑥ 財務諸表の利用者が、金融資産がどのように管理され、予想信用損失がどのように見積もられているかに関する関係についてより良い理解を得ることを可能とするために、企業の内部信用リスク管理プロセスに関する情報など。これには、企業が内部信用格付制度を用いている場合の当該制度に関する情報も含まれます。

「補足文書」で求められる償却・引当金の水準のイメージは図4をご覧ください。

図4 「補足文書」における期間に比例した予想信用損失の水準のイメージ



6. 今後の動向

「補足文書」に対するコメント期間は 60 日間であり、コメント期限は4月1日となっています。

IASB 及び FASB は共同で金融資産の減損の会計処理に関する共通の規定を実現するためにこの補足文書で提案された事項を再審議することとしています。また、両審議会はこの補足文書で取り上げられなかった事項、例えばこの補足文書で提案された方法は個別債権あるいはクローズド・ポートフォリオに対しても適用可能かどうか、信用損失の測定方法、ストレステストや満期分析などに関する開示、「償却 (write-off)」や「不履行 (non-performing)」の定義、償却原価測定の目的と減損モデルはどのように償却原価測定モデルに関連するのか、あるいは利息収入の認識という残された論点についても検討を進めることとしています。

IASB は 2011 年 6 月までに最終基準を公表することを目指していますが、強制適用期日及び早期適用を容認するかどうかはこれからの検討事項となっています。

① 日本からも橋本徹前ドイツ証券(株)会長(株)みずほフィナンシャルグループ名誉顧問)及び稲葉延雄前日本銀行理事(株)リコー特別顧問)が参加(肩書きはいずれも当時)。